

# 患者さま各位

2024年6月1日から調剤報酬制度が変わりました。  
それに伴い、患者様の負担金に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*診療報酬・調剤報酬とも1点10円計算です。

## ●調剤基本料の算定について

当薬局は、国の定める調剤報酬制度により調剤基本料1:45点を算定  
させて頂いております。

## ●調剤管理料・服薬管理指導料の算定について

当薬局では患者様にお薬を安全に安心して服用して頂く為に、患者様のお薬服用歴・嗜好品等についてお伺いすると共に、管理させて頂いております。これに伴い、調剤管理料・服薬管理指導料として算定させて頂いております。これらの情報は、厳重に保管し患者様の治療目的の為に有益な情報提供にのみ使用させて頂きます。患者様のお薬について医療従事者(医師/薬剤師/看護師等)が確認出来るようお薬手帳への服用薬に関する情報の記載をさせて頂いております。  
国の定めにより、調剤管理料として、

- |         |          |     |
|---------|----------|-----|
| ①：内服薬あり | 7日分以下:   | 4点  |
|         | 8～14日分:  | 28点 |
|         | 15～28日分: | 50点 |
|         | 29日分以上:  | 60点 |
| ②：①以外   |          | 4点  |

を算定させて頂いております。

また、服薬管理指導料として3ヶ月以内に来局された場合45点、  
初回・3ヶ月以上間隔があいた場合・お薬手帳を持参されなかった場合  
59点を算定させて頂いております。

## ●後発医薬品調剤体制加算について

当薬局では、後発医薬品への推奨を患者様に行う事によって医療費の抑制に努めております。これにより患者様には1回の処方せん受付ごとに(加算1:21点・加算2:28点・加算3:30点)を算定させて頂いております。患者様へのご負担金としては(0～210)円を徴収させて頂きます事をあらかじめご了承下さいますようお願い致します。

## ●夜間・休日等加算、時間外等加算(時間外、休日、深夜)について

|            |        |               |
|------------|--------|---------------|
| ■夜間・休日等    | 平日     | ・・・午後7時～午前8時  |
|            | 土曜日    | ・・・午後1時以降     |
|            | 日曜日    | ・・・終日         |
| ■時間外・休日・深夜 | 平日・土曜日 | ・・・午後10時～午前8時 |
|            | 日曜日    | ・・・終日         |

以上の時間帯におけるお薬のお渡しには、受付回数1回につき所定の点数が加算されることになります。

# 在宅訪問をご希望される患者さまへ

当薬局では、在宅療養を希望される患者様の支援を積極的に行っております。在宅でのお薬に対する相談等ございましたらお気軽にお申し出下さい。

## <在宅訪問薬剤管理指導について>

ご自宅（もしくは介護施設）にお伺いして、処方せんにより調剤したお薬をお届けするだけでなく、お薬の説明・飲み合わせの確認（市販薬・食品・サプリメント・嗜好品等すべて）・お薬による副作用の早期確認・服用法の提案・服用忘れの防止その他、お薬に関する相談等を行わせて頂きます。また、上記事項につきましては、薬局開局時間外の緊急時についても対応させていただきますので、安心してお過ごし頂けます。

## <ご利用料金について>

①居宅療養管理指導費（介護保険）

②在宅患者薬剤訪問管理指導料（医療保険）

- |                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| ・単一建物居住者1人の利用者様   | ①1回518円（1割負担）<br>②1回6,500円に対する保険負担割分 |
| ・単一建物住居者2～9人の利用者様 | ①1回379円（1割負担）<br>②1回3,200円に対する保険負担割分 |
| ・上記以外の利用者様        | ①1回342円（1割負担）<br>②1回2,900円に対する保険負担割分 |
| ・情報通信機器を用いた指導の場合  | ①1回46円（1割負担）<br>②1回590円に対する保険負担割分    |

③在宅薬学総合体制加算1（医療保険）

1回150円に対する保険負担割分

上記の一部負担金について①②いずれかと③について徴収させていただきます。

\*別途、処方せんによるお薬の交付については医療保険負担割にて費用が生じます。

いずれの場合も国で定められた報酬に基づいて算定させて頂いております。

ヤックスドラッグ阿見薬局

住所：稲敷郡阿見町中央1-13-22

【TEL】029-891-2388

【FAX】029-891-2389

# 患者さま各位

2024年6月1日から調剤報酬制度が変わりました。  
それに伴い、患者様のご負担に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*診療報酬・調剤報酬とも1点10円計算です。

## ●かかりつけ薬剤師指導料/かかりつけ薬剤師包括管理料

当薬局は、国の調剤報酬制度に定められた施設基準を満たす薬局となります。  
そのため、患者様同意の元にかかりつけ薬剤師指導料76点を算定させて頂いております。（かかりつけ薬剤師包括管理料291点）

### 【施設基準】

- ①以下の要件を全て満たす薬剤師を配置しております。
  - 1) 保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験
  - 2) 当該保険薬局に週32時間以上勤務
  - 3) 当該保険薬局に1年以上在籍
- ②薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を習得しております。
- ③医療に係る地域活動に参画しております。
- ④パーティションで区切られたカウンターを有し、患者様のプライバシーに配慮しております。

### 【かかりつけ薬剤師が担当している患者様には以下の業務を実施しております】

- 1) 調剤管理料・服薬管理指導料に係る業務
- 2) 患者様が受診されている全ての保険医療機関、服用薬等の情報把握
- 3) 担当患者様からの休日、夜間を含む時間帯の相談に応じる体制整備  
(勤務日等の必要な情報をお伝えします)  
お気軽にご相談ください
- 4) 患者様の服薬状況、残薬状況、指導等の内容を処方医に情報提供し、  
必要に応じ処方提案
- 5) 必要に応じて患者様宅に訪問し服用薬の整理を実施

(注：やむを得ない場合は当該薬局の別薬剤師の対応になります)

かかりつけ薬剤師包括管理料におきましては医療機関からの特定の加算を算定されている患者様に限定されます。

特定の加算・・・地域包括診療料、または認知症地域包括診療料

# 患者さま各位

2024年6月1日から調剤報酬制度が変わりました。  
それに伴い、患者様のご負担に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*診療報酬・調剤報酬とも1点10円計算です。

## ●地域支援体制加算2

当薬局は国の調剤報酬制度に定められた施設基準を満たす薬局となります。  
そのため地域支援体制加算2として40点を算定させて頂いております。

- ・患者様ごとに薬学的管理を行い、薬剤に関する主な情報を提供し服薬指導を行っております。
- ・平日は8時間以上開局し、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日に一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しております。
- ・1200品目以上の医薬品を備蓄しております。
- ・在宅業務に係る薬局の体制の情報を提供しております。
- ・麻薬及び向精神薬取締法の規定により麻薬小売業者の免許を有しております。
- ・24時間調剤並びに在宅患者様に対する薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制を整備しております。（\*注）
- ・在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制を整備しております。
- ・保健医療、福祉サービス担当者との連携体制を整備しております。
- ・医療安全に取り組む体制を整備しております。
- ・栄養・食生活、運動、飲酒・喫煙など生活習慣に関する相談に対応しております。
- ・一般用医薬品及び要指導医薬品等（基本的な48薬効群）の販売を行っております。
- ・緊急避妊薬の取扱いを含む女性の健康に係る対応を行っております。
- ・保険薬局の敷地内禁煙及びたばこの販売を禁止しております。

### 開局時間外の緊急連絡先

|       |                |
|-------|----------------|
| 電話番号  | 029-891-2388   |
| 担当薬剤師 | 野口 直哉<br>大本 俊介 |

担当者は日により異なります

\*注）開局時間外の調剤及び在宅業務につきましては緊急性のある場合を優先して対応させて頂きます。

緊急性のないものにつきましては、電話対応、もしくは翌日以降の対応とさせて頂く場合もございます。

# 患者さま各位

2024年6月1日から調剤報酬制度が変わりました。  
それに伴い、患者様のご負担に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*診療報酬・調剤報酬とも1点10円計算です。

## ●特定薬剤管理指導加算2

当薬局は、国の調剤報酬制度に定められた施設基準を満たす薬局となります。  
そのため、同意を得た患者様に対して特定薬剤管理指導加算2の100点（月1回）  
を算定させて頂いております。

### 【算定要件】

- 1) 保険医療機関（病院）で抗悪性腫瘍剤を注射された患者様
- 2) 患者様の治療内容等を文書により確認し、必要な薬学的管理及び指導を行う
- 3) 患者様の同意を得た上で、調剤後のお薬の服用について電話等により  
服薬状況、副作用の有無等について確認する
- 4) 保険医療機関（病院）に必要な情報を文書等により提供する

### 【施設基準】

- ① 保険薬剤師として勤務経験を5年以上有する薬剤師を配置しております。
- ② パーテーションで区切られたカウンターを有し、患者様のプライバシーに  
配慮しております。
- ③ 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制を整備  
しております。
- ④ 保険医療機関（病院）が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に  
勤務する薬剤師が定期的に参加しております。

ヤックスドラッグ阿見薬局

# 患者さま各位

2024年6月1日から調剤報酬制度が変わりました。  
それに伴い、患者様のご負担に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*診療報酬・調剤報酬とも1点10円計算です。

## ●連携強化加算

当薬局は、国の調剤報酬制度に定められた施設基準を満たす薬局となります。  
そのため、連携強化加算として5点を算定させて頂いております。

### 【算定要件】

- 他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局
- 災害又は新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて当該保険薬局のほか、当該保険薬局の所在地の行政機関、薬剤師会のホームページ等で広く周知すること

### 【施設基準】

- 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けております。
- 感染症対応及び災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修を実施しております。
- 個人防護具を備蓄しております。
- 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を事前に整備しております。
- 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所などにおける医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力を行う体制を整備しております。
- 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について手順書を作成しております。
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行う体制を整備しております。

ヤックスドラッグ阿見薬局

# 患者さま各位

2024年12月1日から調剤報酬制度が変わりました。  
それに伴い、患者様のご負担に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*診療報酬・調剤報酬とも1点10円計算です。

## ●医療情報取得加算

当薬局は、国の調剤報酬制度に定められた施設基準を満たす薬局となります。  
当該保険薬局に来局した患者様に対し、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な  
情報を取得・活用し調剤を行っております。

そのため、医療情報取得加算として12ヶ月に1回に限り1点を算定させて頂いて  
おります。

### 【施設基準】

- ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を実施しております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整備しております。
- ・オンライン資格確認に関する事項について、当該薬局の見やすい場所および  
ホームページに提示しております。

ヤックスドラッグ阿見薬局

# 患者さま各位

2024年6月1日から介護報酬制度が変わりました。  
それに伴い、訪問管理をご利用になられています患者様のご負担に変更が生じる場合がございます。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

\*介護報酬は1単位10円計算です。

## ●医療用麻薬持続注射療法加算

当薬局は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす指定居宅療養管理指導事業所となります。

訪問管理をご利用いただいている患者様で、医療用麻薬持続注射療法を行っている患者様へは、医療用麻薬持続注射療法加算として250単位を算定させて頂いております。

【別に厚生労働大臣が定める施設基準】

- ・麻薬小売業者の免許を有しております。
- ・高度管理医療機器の販売業の許可を有しております。

## ●在宅中心静脈栄養法加算

当薬局は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす指定居宅療養管理指導事業所となります。

訪問管理をご利用いただいている患者様で、輸液の管理を行っている患者様へは、在宅中心静脈栄養法加算として150単位を算定させて頂いております。

【別に厚生労働大臣が定める施設基準】

- ・高度管理医療機器の販売業の許可を有しております。

ヤックスドラッグ阿見薬局